

仕 様 書

1 件名

民生・児童委員活動のためのデジタル機器等借り上げ

2 目的

民生・児童委員及び各区市町村の事務局職員が民生・児童委員活動や活動に伴う連絡調整のために使用するデジタル機器を都内区市町村が円滑に導入するため、複数の都内区市町村の参画による共同調達を実施する。東京都においては、その取りまとめを行う。

3 借入期間

共同調達に参加する自治体（以下、「参画自治体」という。）によって借入期間及び調達デジタル機器台数、ソフトウェア等のアカウント数が異なるため、「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」に従うこと。なお、借入期間経過後、当該機器は原則返却するものとする。

4 履行場所

各参画自治体が指定する場所

5 当仕様書の用途

当仕様書は、協議会が端末等の調達に関する事業者選定のために使用するものである。

事業者選定後、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、当仕様書に基づき、落札した金額でもって、各参画自治体と個別に契約するものとする。

6 支払方法

選定事業者と参画自治体との間の契約締結後、参画自治体による検収を経て、選定事業者からの請求書に基づき処理する。

7 履行内容

(1) 基本的事項

ア 対象となる物品

「別紙 2_端末及び付属品」に記載のとおり

(主な内訳)

※ 以下については、参画自治体と協議の上、初期設定（キッティング）、登録（エンロールメント）等を行うこと。

① モバイル P C

② ソフトウェア等

(ア) MDM (モバイルデバイス管理)「Chrome Enterprise Upgrade」

※ 端末にログイン可能なユーザーの制御、ソフトウェアや拡張機能等の配信設定、接続先ネットワークの制御、紛失・盗難時の制御設定が行えるようにすること。

(イ) Google Workspace Enterprise Standard (管理者用 (事務局 (区市町村) 用))

(ウ) Google Workspace Frontline Starter (ユーザー用 (民生・児童委員用))

※ ((イ)(ウ)について) 各参画自治体の各種設定の現状を確認し、協議の上、参画自治体の意向に沿った設定、組織情報や設定変更を行うこと。ただし、借入期間中の設定変更は参画自治体により実施する。本調達で導入する各ソフトウェアが正常に動作するように設定し、不具合が生じた場合、参画自治体と協議の上、設計を見直すこと。

イ 本業務の調達範囲

(ア)本調達範囲は「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」に記載の物品及び保守等とする。

(イ)火災、洪水、盗難等偶発的かつ外来の事故により「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」に記載の物品が正常に稼動しなくなった場合、原則的に時価額を基準とした動産総合保険の範囲内で対応すること(ただし、地震・噴火・津波による損害は除く。)。なお、動産総合保険は借入開始日からの付保とする。なお、端末については自宅持ち帰り等屋外への持ち出しも想定すること。

(ウ)各参画自治体へのパソコン引渡しまでに、Google 管理コンソールに端末、アセット ID の登録を行うこと。なお、アセット ID については、参画自治体の指示に従うこと。各参画自治体の利用者にてメールを利用できる状態へとセットアップが完了していること。端末の設定について、メール利用以外を本調達の範囲には含まない。

(エ) 端末を管理するため、管理番号を記載したリースシールを端末に貼り付けること。
リースシールの大きさや、シールの記載内容や場所、色などの貼付作業については参画自治体と協議の上、対応を進めること。

(オ)各参画自治体が指定する、事業者がパソコン等を搬入する場所(以下、「納品場所」という。)搬送費用は本調達範囲に含むものとする。なお、参画自治体から指定があった場合、物品の分割納品に応じ、分割回数分の搬送費用は本調達範囲に含むものとする。納品場所については、「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」を参照すること。

(カ)運送業者が使用した機器類搬入時の梱包材等は、持ち帰ることとする。ただし、メーカー純正の梱包材は除く。

(キ)保守作業に要する部品代(バッテリー等の消耗部品は除く。)等の一切の経費は、本調達範囲に含むものとする。

(ク)事業者は、「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」のとおり期日までに確実に納品できるよう手配、体制構築をおこなうこと。

ウ 再リース要件

調達する物品については、借入期間終了後一年間は、参画自治体の申し込みがあった場合は、再リースが可能であること。ただし、再リースを行う場合の金額は、再契約時に改めて見積もりの上、確定するものとする。なお、保守については別途事業者と参画自治体の協議とする。

(2) 機能要件

ア スペックについては「別紙 2_端末及び付属品」で示すスペックと同等以上のものとする。

イ 応札時の機種と納入機種が後継機等で切り替わる際には、迅速に参画自治体と連携を取り、納入品の明示をすること。ただし、各参画自治体で分割納品の指定がある場合は、先行納品機種と後納機種とが分かれることは認めない。なお、やむを得ない理由で先行納品機種と後納機種で型番が異なる場合は、事前に参画自治体と納品時期について協議をすること。

(3) 非機能要件

ア パソコン保守要件

(ア)納品したパソコンに係る保守は、「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」の借入期間に沿って引き取り修理に対応すること。

(イ)保守を希望する参画自治体に対しては、通常業務上起こり得る機器の故障及び破損について保守を行うこと。また、故障対応に伴い、メーカー出荷初期状態への復旧が必要な場合は、動作確認まで行うこと。

(ウ)保守対応受付時間は、9時～17時(土曜、日曜、祝日、閉庁日を除く。)とし、時間外については翌営業日に対応すること。なお、保守作業は翌営業日の対応も可とするが、原則、受付日から5営業日以内に復旧すること。

なお、天災等で復旧まで時間を要する場合は、別途、各参画自治体との協議とする。

(エ) 納品したパソコンの保守対象期間(保守条件に基づき事業者の責任において追加費用なしで故障修理を行う期間)は、「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」に記載されたパソコンの納品日から借入期間終了までとする。

(オ)初期不良については、原則、交換対応とするが、短時間で修理が可能であり、設定・設置作業に支障がないと判断される場合は、参画自治体と協議の上、修理対応を行うこと。

(カ)保守対象外の修理対応においては、参画自治体に見積もりを提示し、承認を得た上で修理を行い、費用の支払いを行うこととするが、端末の標準価格等を踏まえ適切な見積額を提示すること。

エ 付属品及びその他物品の保守要件

(ア)付属品は、原則保守対象外とする。

(イ)初期不良については、原則、交換対応とするが、短時間で修理が可能であり、設定・設置作業に支障がないと判断される場合など、修理での対応が参画自治体にとって有用な場合は、参画自治体と協議の上、修理対応を行うこと。

(4)秘密保持義務

選定事業者は、各参画自治体から秘密と指定された事項及び本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

選定事業者は、事業者の管理の下で本契約の履行に係る業務に従事する者に対して、秘密保持義務を遵守させるために必要な措置を講じること。

7 成果物

(1)以下の成果物を指定された期日までに参画自治体が指定する場所に納品すること。
また、納品物については日本語によるものとし、電子媒体を正副1部ずつ提出すること。なお、記載内容に変更があった場合には、修正し、提出すること。

- ・導入・保守体制一覧表

- ・納品計画書

- ・納品書

- ・支払計画書

- ・借入物品一覧表

- ・納品作業のスケジュール表

- ・端末固有情報一覧（型番・MAC アドレス・シリアルナンバー）

(2)本業務履行期間中に、ドキュメントの更新が必要な場合は随時更新を行うこと。電子媒体のファイル形式については、事前に各参画自治体と協議し決定する。

8 賃貸借満了後の回収作業

- (1)参画自治体と連携して回収作業を実施できるようにし、作業の効率化及び迅速化を図ること。回収場所は各参画自治体の指定場所とし、原則、納品場所と同じとする。ただし、指定場所へ回収するものを集積するのは、各参画自治体が行う。
- (2)回収作業は、原則、平日の開庁時間内に行うこと。
- (3)回収の対象は、パソコン本体、AC アダプタ、電源ケーブル、全ての付属品及び全てのその他物品とする。
- (4)回収作業を行う際は、事前に各参画自治体に連絡し、調整を行うこと。
- (5)事業者の責による回収漏れが発生した場合は、再度回収を実施すること。
- (6)データ消去については、MDM での端末の初期化により、参画自治体において実施する見込みであるため、不要である。なお、物件返却までに参画自治体にて返却する端末を MDM 管理対象外とすること。

9 その他

(1)契約の確定

本選定結果による各参画自治体との契約は、令和7年度歳入歳出予算が、令和8年3月31日までに、各参画自治体の議会で可決された場合において、各参画自治体との契約締結日に確定される。

(2)契約及び支払等の内容

ア 「別紙 1_参画自治体一覧及び要求品等」に記載の自治体が、本調達の参画自治体である。

本調達については、事業者を選定するものであり、選定事業者決定後は各参画自治体と個別に契約を締結すること。ただし、契約締結にあたって本仕様に係る事項について参画自治体の意見をとりまとめる必要がある場合については、事前に、令和7年度民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業共同調達協議会事務局（東京都福祉局生活福祉部地域福祉課）と調整すること。

イ 本調達における検収は参画自治体により実施する。

ウ 参画自治体は、借入開始月からリース料が発生し、各月のリース料は月額払いで、翌月に支払うものとする。

なお、月途中での借入開始の場合は日割りでの支払いにも対応することとする。

(3)事業者の体制

事業者は、必要に応じて構築作業委託事業者または庁内ネットワークの運用受託者と連絡・調整を行い、本調達の目的が達成できるようにすること。また、窓口となる担当者を選定し、参画自治体との定期的な打合せに参加できる体制をとること。

(4)疑義等の決定

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に定めない事項については、令和7年度民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業共同調達協議会事務局（東京都福祉局生活福祉部地域福祉課）、参画自治体及び事業者の協議により決定するものとする。

(5)関係法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、各参画自治体が定める「情報セキュリティポリシー」をはじめとした関係法令等の遵守に努めるものとする。

(6)委任に関する承諾

事業者は、業務の一部を第三者に委任するときは、対象となる参画自治体の承諾を得なければならない。

(7)参画自治体による特記事項等

各参画自治体で契約にあたり特記事項等の必要な要件がある場合は、個別に調整を行うこと。

10 担当部署

令和7年度民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業共同調達協議会事務局（東京都福祉局生活福祉部地域福祉課）
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-4024（直通）

別紙1_参画自治体一覧及び要求品等

No	団体名	①借入期間	②機器数量			③納品年月日	④納品場所 (回収場所)	⑤グループウェア等アカウント数			備 考
			合計	(うち 委員分)	(うち 事務局分)			MDM Chrome Enterprise Upgrade	Google Workspace Enterprise Standard	Google Workspace Frontline Starter	
1	練馬区	令和8年3月3日から令和13年2月28日まで	575	570	5	令和8年3月3日	練馬区役所 地下多目的会議室	575	5	570	
2	江戸川区	令和8年3月1日から令和11年2月28日まで	415	413	2	令和8年3月1日	江戸川区役所 本庁舎 外1か所	415	2	413	納品場所及び回収場所は、本庁舎に加え、区が指定する1か所とする。
3	八王子市	令和7年12月1日から令和10年11月30日まで	420	418	2	令和7年12月1日	八王子市役所 本庁舎	420	2	418	
4	府中市	令和7年12月1日から令和10年11月30日まで	172	170	2	令和7年12月1日	府中市役所 おもや1階	172	2	170	
5	小平市	令和8年1月6日から令和10年3月31日まで	99	97	2	令和8年1月6日	小平市健康福祉 事務センター	99	2	97	
6	日野市	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで	134	133	1	令和7年12月1日	日野市役所本庁舎	134	1	133	
7	狛江市	令和7年12月1日から令和10年11月30日まで	54	52	2	令和7年12月1日	狛江市役所本庁舎	54	1	53	
8	多摩市	令和7年12月1日から令和12年11月30日まで	82	80	2	令和7年12月1日	多摩市役所 本庁舎2階 福祉総務課	82	2	80	
9	日の出町	令和7年12月1日から令和10年11月30日まで	29	27	2	令和7年12月1日	日の出町 本庁舎1階 福祉課窓口	29	2	27	
10	檜原村	令和7年12月1日から令和10年3月31日まで	14	12	2	令和7年12月1日	檜原村 やすらぎの里	14	2	12	
11	奥多摩町	令和8年3月1日から令和11年2月28日まで	25	23	2	令和8年3月1日	奥多摩町 保健福祉センター	25	2	23	
合 計			2,019	1,995	24						

別紙2_ 端末及び付属品

No.	機能区分		要 件
1	端 末 要 件 （ ハ ー ド ウ ェ ア 要 件 ）	OS	ChromeO S
2		筐体	デタッチャブル型ノートパソコンであること。
3			タブレットおよびノートパソコンとして利用可能なものであること。
4		重量	機器一式で1.12kg以内であること。
5		CPU	MediaTek Kompanio520（8186）以上であること。
6		メモリ	4 GB以上であること。
7		ストレージ	64GB以上であること。
8		表示装置	10点マルチタッチ機能を有すること。
9			LEDバックライト方式であること。
10		パネルサイズ	10～11インチであること。
11		解像度	1,280×800ドット以上表示可能であること。
12		ポインティングデバイス	マルチタッチ・タッチパッド、10点マルチタッチ・タッチスクリーン
13			端末本体に内蔵していること。
14		キーボード	JIS規格準拠の標準日本語配列であること。
15		通信機能	無線LAN装置を内蔵し、IEEE802.11ac/a/b/g/n又はIEEE802.11a/b/g/n/ac/ax、Wi-Fi 6及びBluetooth Ver5.2又は5.3に準拠していること。
16		インターフェース	USB3.2以上（Type-C）のポートを1つ以上有していること。ただし、Type-Aがあることが望ましい。
17			USB Type-Cのポートを1つ以上有していること。
18		マイク入力／ヘッドフォン出力端子	マイクロホン／ヘッドホン・コンボジャックを有していること。
19		カメラ	インカメラ及びアウトカメラを有すること。
20		バッテリー	Google Chrome OS Power Load Test基準で12時間以上駆動可能であること。
21		付属品	ACアダプター（タッチペン、デタッチャブルキーボード（機器により、スタンド付き耐衝撃カバーがあることが望ましい。））
22		ソフトウェア	管理用ライセンスとして、Google Workspace Enterprise Standardと同等のものを各参画自治体指定数分調達すること。
23			民生・児童委員向けにGoogle Workspace Frontline Starterと同等以上のものを各参画自治体指定分調達すること。
24			MDM を利用し、適用できること。利用する MDM は、Chrome enterprise upgradeを想定している。